

国民健康保険からのお知らせ

小清水町の国民健康保険事業につきまして、平成25年度分の保険料を算定しましたので、納期内の納入につきまして特段のご協力をお願いいたします。

国民健康保険料につきましては、平成20年度から「医療保険分」に「後期高齢者支援金」が加えられ「介護納付金(40歳～65歳未満の人)」を合わせた額を保険料として納めていただいております。

本年度の限度額につきましては、「医療保険分」、「後期高齢者支援金」、「介護納付金」ともに限度額は改正せず、前年度同額となります。

◎平成25年度の保険料率

・医療保険分＋後期高齢者支援金 《 一世帯平均保険料 273,024円 》

年 度	限 度 額	保 険 料 率			
		所得割	資産割	均等割	平等割
平成24年度	650,000円	6.51%	62.02%	26,300円	31,100円
(医 療 分)	510,000円	4.75%	45.27%	19,200円	22,700円
(後期支援分)	140,000円	1.76%	16.75%	7,100円	8,400円
平成25年度	650,000円	7.52%	66.69%	29,400円	34,000円
(医 療 分)	510,000円	5.34%	47.49%	20,900円	24,200円
(後期支援分)	140,000円	2.18%	19.20%	8,500円	9,800円
比較 (H25-H24)	0円	1.01%	4.67%	3,100円	2,900円

・介護納付金 (40歳以上65歳未満の方) 《 一世帯平均保険料 50,472円 》

年 度	限 度 額	保 険 料 率			
		所得割	資産割	均等割	平等割
平成24年度	120,000円	0.96%	10.52%	6,700円	5,100円
平成25年度	120,000円	1.17%	11.60%	7,300円	5,500円
比較 (H25-H24)	0円	0.21%	1.08%	600円	400円

◎こんなときは、届出が必要です。

- ・社会保険 (国保以外の健康保険) に加入したとき ⇨ 会社に勤め、保険証を会社から交付されたときなど
- ・社会保険 (国保以外の健康保険) から離脱したとき ⇨ 会社から離職し、保険証を返納したときなど

◎低所得軽減割合の変更について

平成22年度より、『7割軽減』『5割軽減』『2割軽減』の3項目となっています。
(対象の方には、決定明細の減額内訳に減額割合・減額金額が記載してあります。)

◎非自発的失業者の保険料軽減について

倒産・解雇や雇い止めなどによる離職で失業等給付を受けられている方は、保険料の軽減の対象となる場合があります。詳しくは保健福祉課医療保険係までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 医療費に関すること 保健福祉課医療保険係 ☎ (62) 4473
保険料に関すること 町民生活課税務係 ☎ (62) 4479

献血へのご協力をお願いします！

北海道では、輸血を受ける患者さんの安全性を高めるため、400ml献血を推進しております。

輸血を受ける患者さんにとって、400ml献血からの血液を輸血した場合、200ml献血と比べ副作用 (発熱、発疹) の発生が大幅に減少し安全性が高まります。

10代～20代の若年層の献血者数が減少しています。

少子高齢化の進行による血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少など、献血をめぐる環境が変化していることに加え、10代～20代の献血者数が減少しています。血液の安定供給のためには、特に若い世代の献血へのご理解とご協力が不可欠です。

北海道オホーツク総合振興局保健行政室 (北海道網走保健所)

後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証 (被保険者証) の一斉更新について～

◆保険証が新しくなります

有効期限が1年間になり、毎年更新することになりました。

現在ご使用の保険証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの黄色の保険証を破棄し、ピンク色のものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成26年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、保健福祉課医療保険係までお申し出ください。

新しい保険証の色はピンク色です

◆減額認定証 (限度額適用・標準負担額減額認定証) も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日からは、お持ちのオレンジ色の減額認定証を破棄し、水色のものをご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、保健福祉課医療保険係へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区 分 Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区 分 Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は水色です

◆医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、今回の発行は、9月 (平成25年1月～6月の医療費を対象) に行います。

●新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または保健福祉課医療保険係へご連絡ください (電話でのご連絡だけで手続きできます)。

○すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

○この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※ この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

【お問い合わせ先】
北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
☎ 011 (290) 5601

または
小清水町役場
保健福祉課 医療保険係
☎ (62) 4473 (内線259)

